

津波到達予測時間までに、西棟の 屋外階段へ



- ▶ 小松島市から「津波緊急一時避難場所」として指定を受けているのが、西棟3F屋上と西棟5F屋上です。
- ▶ 緊急避難する場合は病院北側にある西棟屋外階段を上がります。

津波到達予測時間までに、西棟の 屋外階段へ



- ▶ 上空から見ると、この位置にあります。





▶ 屋外階段へは**病院外周の歩道から進入**してください。(病院建物は常時診療しているため、院内へは入らないようご協力をお願いいたします。)

屋外階段ドアの非常用鍵を開ける



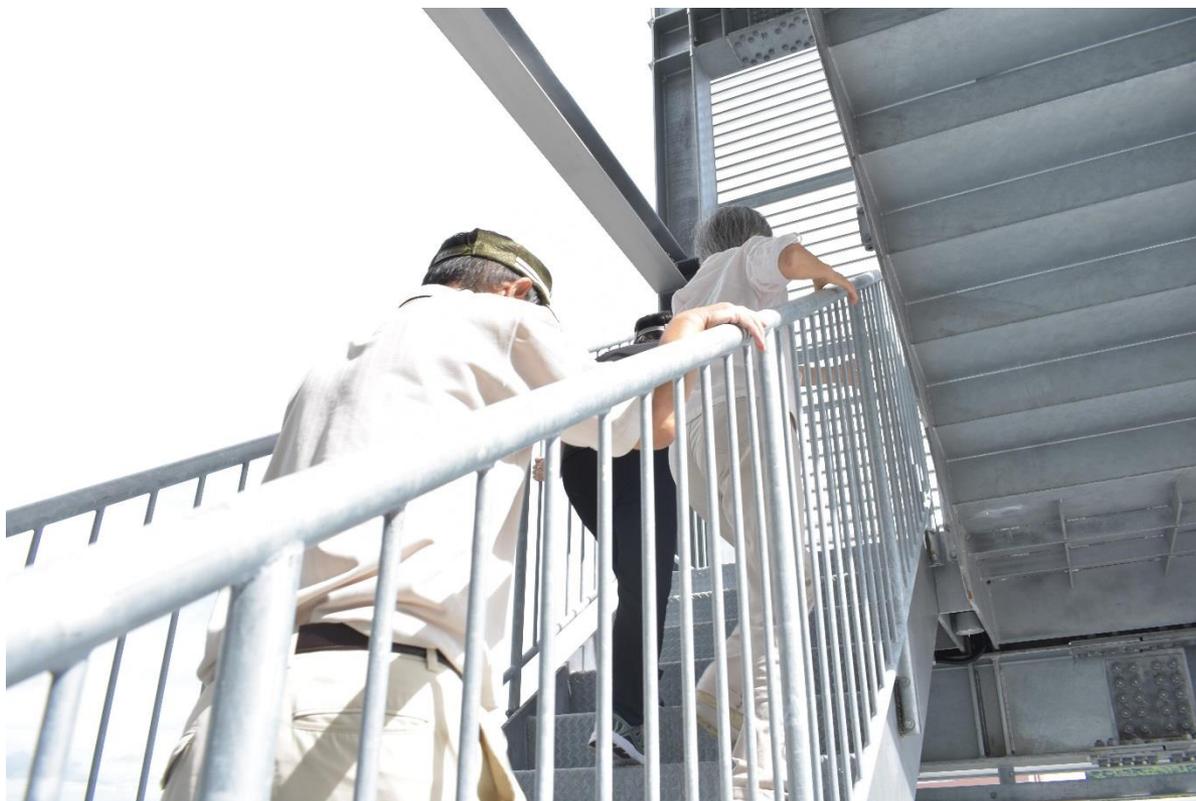
屋外階段入口ドア



サムターン式キー

- ▶ 屋外階段 1 階入口ドアはサムターン式キーになっており誰でも開錠できます。
- ▶ 不審者が無断で開錠・進入すれば、防災センターに直ぐ分かる仕組みとなっています。

屋外階段を上り、西棟屋上避難スペースへ



- ▶ 手すりを持ち、一段ずつゆっくりと上がってください。
- ▶ 雨天時は階段が滑りやすいので特にお気を付けてください。

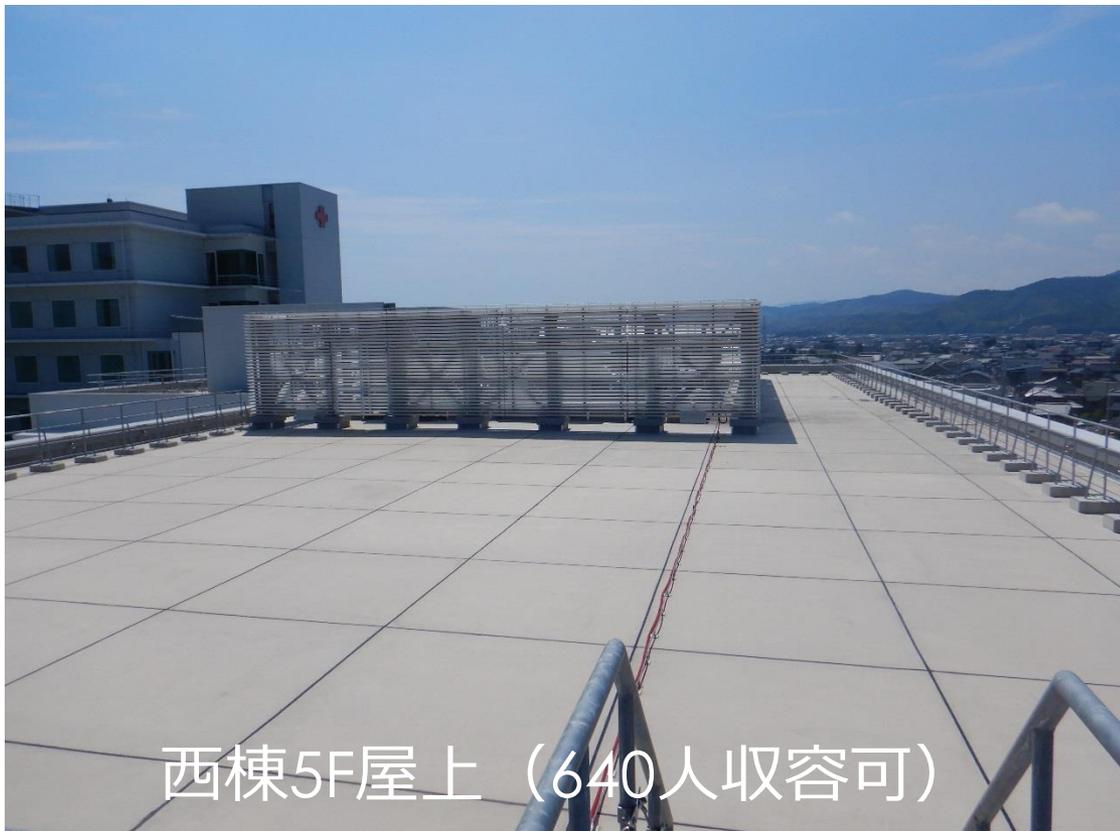
津波一時避難スペース（3F屋上）



西棟3F屋上（360人収容可）

- ▶ 西棟3階屋上（4階）部分は約360人の収容が可能です。
- ▶ 屋上には、雨風を防ぐ屋根・テント等の設備はありません。避難される方々で各自ご準備（雨具・傘等）いただくようになります。

津波一時避難スペース（5F屋上）



- ▶ 西棟5階屋上（6階）部分は約640人を収容することができます。
- ▶ 屋上には、雨風を防ぐ屋根・テント等の設備はありません。避難される方々で各自ご準備（雨具・傘等）いただくようになります。

津波一時避難される方へ

- ▶ 西棟屋上の一時避難スペースは、小松島市の**指定緊急避難場所**（津波緊急一時避難場所）です。生活関連物資の配布などはなく、被災者された方が滞在できる「**指定避難所**」ではありません。



指定緊急
避難場所

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。
(生活関連物資の配布はできません)

指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。
(生活関連物資を配布することが可能などの基準を満たす)



※指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府 H29.3月）参照

津波一時避難される方へ

- ▶ 長期的な避難所としてではなく、津波等から一時的に生命を守るために設置していることから、避難される方々への食事や飲料水の提供を行うことはできません。また、雨風を防ぐ屋根・テント等の設備はありません。津波などの危険が回避された際は、地域の「指定避難所」への移動をお願いします。
- ▶ 屋外階段を使用し昼夜問わず避難が可能な構造になっていますが、病院建物は常時診療しているため、屋外階段から西棟（院内）に立ち入ることはできません。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

徳島赤十字病院